

平成30年度日進市防災会議 議事録

日 時	平成31年2月8日（金）午後3時30分～
場 所	市役所本庁舎4階第2会議室
出席委員	萩野幸三（市長）、青山雅道（副市長）、中野久弥（愛知警察署長代理）、宇佐見比呂志（尾張県民事務所長）、野村誠治（日進市区長会長）、水嶋義弘（日進市消防団長）、筒井康裕（東邦瓦斯株式会社日進営業所長）、新川典明（株式会社NTTフィールドテクノ東海支店名古屋営業所名古屋東フィールドサービスセンタ長）、成瀬正樹（尾三消防本部日進消防署長）、小島千明（愛知中部水道企業団局長代理）、加藤典久（尾三衛生組合事務局長）、櫻井正弘（日東衛生組合事務局長）、福安克彦（日進市商工会長）、山本悦司（日進建設業協会会長）、内藤正勝（あいち尾東農業協同組合日進基幹支店長）、鈴木絹子（日進市民生委員・児童委員協議会連絡会長）、井上勝久（日進市地区日赤奉仕団委員長）、安廣貴（日進市防災推進委員代表）、大野忠夫（日進市自主防災組織連絡協議会長）、堀之内秀紀（日進市社会福祉協議会長）
欠席委員	久保田力（教育長）、小屋登美子（市議会議長）、山田和久（尾張建設事務所長）、宮本浩希（尾張農林水産事務所長）、鈴木康元（愛知県瀬戸保健所長）、堀井昭孝（陸上自衛隊中部方面隊第10師団第35普通科連隊重迫撃砲中隊長）、宮川浩一（東名古屋医師会日進支部長）、伊藤進（中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー天白営業所長）、小山重幸（名古屋鉄道株式会社日進駅長）
事務局	石川達也（総務部長）、長原範幸（危機管理課長）、渡辺誉人（危機管理課防災危機管理係長）
説明の為に出席した者	なし
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	1. 日進市地域防災計画修正（案）について （1）風水害・原子力等災害対策計画 （2）地震災害対策計画 2. その他
配布資料	次第 日進市地域防災計画修正（案）要旨 新旧対照表（風水害・原子力等災害対策計画） 新旧対照表（地震災害対策計画） 平成30年度避難所開設・運営訓練について 平成30年7月豪雨に係る広島県東広島市への職員の派遣について

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験が実施されます  
日進市地域防災計画＜風水害・原子力等災害対策計画＞平成30年3月  
日進市地域防災計画＜地震災害対策計画＞平成30年3月

発 言 者	内 容
	(開会 午後3時30分)
事 務 局	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今より、平成30年度日進市防災会議を開催いたします。本日の出席委員は過半数を超えており、日進市防災会議条例第5条第2項の規定による定数に達していますので、本会議は成立しています。</p> <p>それでは、会長であります日進市長よりあいさつ申し上げます。</p>
会 長	(あいさつ)
事 務 局	<p>続きまして、人事異動等により交代のございました委員の皆さまに対しまして委嘱書を交付したいと思っております。大変恐縮ではございますが、あらかじめお手元に配付させていただいておりますので、ご確認いただきたいと存じます。</p> <p>また、委員の皆さまの紹介につきましては、配付した名簿にて替えさせていただきます。</p> <p>それでは会議を始めさせていただきます。ここからの進行につきましては、慣例により青山副市長よろしくお願いいたします。</p>
副 市 長	<p>それでは、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。今回の日進市地域防災計画の修正は、国の中央防災会議が行った防災基本計画の見直しや愛知県の地域防災計画が見直しをされたことに伴う修正となっております。それを前提に会議を進めて参ります。</p> <p>それでは議題1. 日進市地域防災計画修正(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>まず、本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。</p> <p>次第が1枚、委員名簿が1枚、次に資料1-1日進市地域防災計画修正(案)要旨、3ページ構成のものが1部、次に資料1-2新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)と書かれた資料、13ページ構成のものが1部、次に資料1-3新旧対照表(地震災害対策計画)と書かれた資料、8ページ構成のものが1部、次に資料2-1平成30年度避難所開設・運営訓練についてと書かれたA4両面刷りのものが1枚、資料2-2平成30年7月豪雨に係る広島県東広島市への職員の派遣についてと書かれたA4両面刷りのものが1枚、資料2-3全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験が実施されますと書かれた両面刷りのものが1枚、それからホッチキス2箇所留めの日進市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルと書かれた資料が1部、平成30年3月修正版の現行の日進市地域防災計画の風水害・原子力等災害対策計画と地震災害対策計画が各1部となっております。不足などござ</p>

いませんでしょうか。

それでは、まず始めに防災会議の設置根拠ですが、災害対策基本法第16条第1項におきまして、市町村に防災会議を置く旨が規定されております。そして地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条におきまして、『毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。』と規定されております。また、計画の作成、修正につきまして市町村防災会議の所掌事務とされておりますので、本日、御審議いただくものでございます。

修正内容でございますが、主には国の防災基本計画や愛知県地域防災計画が修正されたことに伴う修正となっております。

説明につきましては、資料1-1日進市地域防災計画修正(案)要旨を中心にさせていただきますので、資料1-1日進市地域防災計画修正(案)要旨をご覧ください。

地域防災計画の修正の根拠につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

主な修正項目といたしましては、大項目として3点、1点目は、国の防災基本計画の修正等に伴う修正事項、2点目は、水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正、3点目は、愛知県の取り組みに係る修正事項となります。修正内容につきましては、風水害・原子力等災害対策計画のみのものと、地震災害対策計画、風水害・原子力等災害対策計画、両方に共通しているものがあります。説明につきましては、一括してさせていただきます。

まず、1ページの『I. 国の防災基本計画の修正等に伴う修正事項』より『1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理』です。こちらは、風水害・原子力等災害対策計画、地震災害対策計画共通の修正となります。こちらは内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、災害発生が予想される際、いざというときに躊躇なく避難勧告や避難指示等を発令できるように、具体的な区域を設定することや区域の設定の見直しを行う際には、必要に応じて専門的知識を有する機関、気象庁等に助言を求めることができることについて整理したものです。

また、風水害・原子力等災害対策計画のみの修正事項となりますが、主に大雨に起因する避難勧告等の発令の基準につきまして、定量的な基準による発令ができるようガイドラインとの整合を図ったものでございます。

続きまして、1ページから2ページにかけましての『Ⅱ.水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正』でございます。なお、ここでいう土砂災害防止法とは、正式名を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といいます。その略称として、土砂災害防止法と表記させていただいておりますので、その点ご了承願います。このⅡにつきましては、風水害・原子力等災害対策計画のみでの修正事項となります。

1点目、『1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施』でございます。

これは、水防法と土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市長への報告、そして訓練の実施が義務化されたことに伴う修正となります。

2点目、2ページの『2 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示』でございます。

これは、1と関連し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保に関する計画を作成されていない場合は、必要な指示をすることができ、その指示に正当な理由なく従わなかった場合には、その旨を公表することができることを追加したものでございます。

3点目、『3 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等』でございます。

これは、水防法の改正に伴い、水防作業隊、本市では消防団がそれに当たりますが、この水防作業隊等に加え、水防管理者から委任を受けた者が緊急時に一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し損失を補償し

	<p>なければならぬといった記載を追加したものです。</p> <p>続きまして、2ページから3ページにかけましての『Ⅲ. 愛知県の取り組みに係る修正事項』でございます。このⅢにつきましては、風水害・原子力等災害対策計画、地震災害対策計画共通の修正事項となります。</p> <p>1点目、『1 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開』でございます。</p> <p>これは、地域の防災関係者同士が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、県や市が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加するものです。</p> <p>2点目、3ページの『2 建設業団体の指定地方公共機関への指定』でございます。</p> <p>こちらは、愛知県地域防災計画におきまして、「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会を指定地方公共機関へ指定されたこと、あわせて国から指定公共機関に指定されており、県と同協定を締結している一般社団法人日本建設業連合会を新たに指定したことに伴い、新たに指定公共機関、指定地方公共機関として追加したものでございます。</p> <p>それぞれの修正内容の詳細につきましては、資料1-2と資料1-3の新旧対照表に記載させていただいております。</p> <p>なお、この修正の内容につきましては、愛知県尾張県民事務所において事前確認をいただいております、修正事項なしとの回答をいただいております。また、1月4日（金）から2月4日（月）までパブリックコメント手続きを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。</p> <p>日進市地域防災計画の修正(案)についての説明は以上でございます。</p>
副市長	<p>ただ今、事務局から説明のありました議題1につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>今、説明のなかったところで、資料1-2、資料1-3の新旧対照表共に5ページの情報の収集・連絡体制の整備の(2)③で、今までの情</p>

	報システムの整備が、ヘリコプター等からの映像電送システムの導入検討へ修正されるとのことですが、この部分の説明をお願いします。
事務局	こちらは、愛知県地域防災計画の修正内容と合せたものでございます。被災状況を捉えていくのに空からの映像システムを取り入れていくのが効果的であろうということで、愛知県地域防災計画が修正された事項と思われますので、情報収集を今後、愛知県等とも連携を取っていくために、市町村においても導入検討が必要になってくるだろうというところでこのような記載を設けた次第です。
委員	特別に予算措置をするということではないですか。
事務局	そうではないです。まだ、検討ということですので、例えば、愛知県がどのようなシステムを導入していくのか、それに対して予算措置をして連携していくことができるのかは、これからの検討事項であると思っております。
委員	災害は市境を越えてやって参りますので、情報共有も図りながらやっていただけるとありがたいです。
副市長	その他、ご意見、ご質問あれば。
	(意見・質問なし)
副市長	それではご意見、ご質問も無いようですので、議題1. 日進市地域防災計画修正(案)については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
副市長	議題1は、原案のとおり承認されました。それでは、議題2. その他について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、お配りした資料2-1、2-2、2-3でございます。</p> <p>1点目でございますが、資料2-1平成30年度避難所開設・運営訓練についてでございます。</p> <p>今後30年以内の発生確率が70～80%といわれています南海トラフ地震等の大規模災害に備え、避難所の開設・運営に関する訓練を1月26日(土)に梨の木小学校で実施したことの報告になります。</p> <p>訓練では、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤードさんに講師を委託し、地元行政区、自治会、自主防災組織、家庭教育推進委員会、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人、それから夜間や休日等に大規模災害が発生した際、小中学校の体育館の鍵を開け避難所の開設を行う役割を担う市の方面担当職員をスタッフとして、ワークショップを開催しました。ワークショップでは、避難所を開設・運営していく上で重要な役割を果たすであろう6つの係、運営本部、受付、救護、誘導、</p>

物資、トイレのいずれかに所属していただきワークショップに臨みました。ワークショップは全3回行っており、避難所運営のイメージを掴んでいただくHUG、避難所運営ゲームを実施したり、障害を持たれる方への支援を行っているボランティア団体やペットへの配慮という点で獣医師会等にもご協力いただき、避難所の開設や運営に必要なこと等を話し合い、確認してきました。各係毎のグループワークでは、防災の知識に長け、地域防災を市と共に推進いただいている防災推進員さんにも助言をいただくなどご協力いただきました。訓練当日は、好天ながらも風がやや強く、日陰では体感温度もやや低く感じる中、スタッフを除き200名近い地域の方にご参加いただきました。

今後も、各小中学校で順次訓練を展開し、万が一の際に、地域の皆様のご協力をいただきながらスムーズに避難所を開設し、避難者を受け入れることができるような仕組みを作っていきたいと考えています。

2点目ですが、資料2-2平成30年7月豪雨に係る広島県東広島市へ職員の派遣についてです。

これは、昨年7月西日本を中心に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨において、総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」により、愛知県が広島県東広島市の対口支援団体とされたことに基づき、愛知県防災局が東広島市で行った支援ニーズについての情報収集の結果、被災した住家の被害認定業務を行う人員の不足を補うための支援の要請があったことを受け、愛知県の取りまとめのもと、7月19日から23日まで、本市職員、当課危機管理課の職員が1名派遣されたものです。

派遣先では、住家の損害割合が全壊なのか、大規模半壊なのか、半壊なのか、それに至らないのかという被害認定調査を行いました。その調査結果が、罹災証明書の発行やその後の生活再建につながっていく重要な業務でした。

派遣された職員によりますと、浸水による被害であったため、土砂が家の中に流れ込み家の破損や土砂の堆積という被害が多かったということで、それでも若い世帯の住家は土砂のかき出しも比較的早く終わっていたようですが、高齢者のみの世帯ではそれがなかなか進んでいなかったようです。そのため、自助だけではなく、共助、特にボランティアの力が必要であること。そして、災害時には被災自治体の全庁的な協力体制の必要性や従事される方の心身の健康管理の重要性を実感したとの感想がありました。

	<p>3点目ですが、資料2-3全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験についてです。</p> <p>これは、全国一斉で実施される試験となりますが、ミサイル攻撃などの対処に時間的余裕のない緊急時における情報伝達機器の試験となります。全国瞬時警報システム、Jアラートは、国が人工衛星等により緊急事態を瞬時に伝達するもので、本市では、市内6箇所にモーターサイレンを設置しています。2月20日（水）の11時頃に市内6箇所に設置されたモーターサイレンが吹鳴いたします。吹鳴パターンとしましては、14秒の吹鳴と休止を3回繰り返します。伝達距離はおおよそ1.5から2キロ程度とされていますが、天候や地形などの影響により多少の誤差がございます。2月20日（水）の11時頃にサイレンが吹鳴しますので、実際の緊急事態とお間違えのないようお願いいたします。</p> <p>事務局、危機管理課からは以上でございます。</p>
副市長	その他3点について、ご質問等あれば。
委員	Jアラートですが、私は東の方にいますが、あまり聞こえません。1.5キロとはいいますが、もう少し狭いのではないかなと感じます。東小学校以外に、（日進東）中学校には設置されていませんか。
事務局	東小学校だけになります。
委員	ちょっと遠いかなという感じがします。
副市長	音の伝播も地形やお互いに干渉し合うということがあるようです。その辺の説明をお願いします。
事務局	<p>平成28年から数度、サイレンの吹鳴を実施しており、その都度、関係機関等のご協力を得ながら、音の伝播状況を聞き取ってきました。500メートル程しか離れていないのに音が聞こえなかったり、2キロ以上離れているのに音が聞こえたという報告もいただいています。ある程度分かっていることとしては、天候に左右されやすく、風向きや雨による影響を受けるということ。それから資料2-3の裏面に同心円で表していますが、ある地点では別の地点からやってくる音の影響を受けてしまうこともあって、同心円通りに聞こえていない現状があることを確認しています</p> <p>6基のサイレンだけでは賄いきれない事実も分かり始めており、その他の補助的なシステムがないかという中で、Jアラートと連動したメール配信を試行しています。こちらは、登録いただいた方のみへの配信となることと、メールを見なければ内容が分からないという状態で即時性は劣ってしまいますが、そのようなものも活用しながら、情報伝達の多重化を図っていきたいと考えています。</p>

委員	<p>避難所開設・運営訓練についてですが、もっと広報などで流していただきたい。素晴らしい取り組みで、車イスの方の受け入れなども学べましたが、地元で訓練の開催をご存知無い方が多かった。これから他の学校でも開催されていくとのことですが、広報をしっかりともらおうと、もっと本格的な訓練になると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
副市長	<p>今回は、始めてということで、これから広げていくということと、内容をできるだけPRさせていただきます。</p> <p>その他、ご意見はよろしいですか。</p> <p>それでは、社会福祉協議会の方で、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成されたということですので、少しご説明いただけますか。</p>
委員	<p>本日、お手元に日進市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの冊子を配付させていただきました。</p> <p>日進市が被災した場合には、市からの要請を受け、本会が災害ボランティアセンターを設置することになります。これまで以上に市やNPO、ボランティアの皆様との連携強化や広域での相互支援体制の構築が必要になると考えまして、昨年このマニュアルを作成したところです。</p> <p>災害時、センターの設置までの具体的な流れや運営方法、活動参加マニュアル等、日進市地域防災計画とも整合がとれました、より実践的なマニュアルとさせていただきます。内容の説明は省略させていただきますが、今後も随時、見直しを図って参りますので、是非とも一読いただきまして、お気づきの点やご意見等ございましたら、社会福祉協議会事務局までお寄せいただきましたら幸いに存じます。</p> <p>以上です。</p>
副市長	<p>その他、全体を通してご意見やご報告しておきたいこと等ございましたらお願いいたします。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
副市長	<p>それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>本日ご承認いただきました日進市地域防災計画につきましては、愛知県へ報告し、修正の流れとなります。</p> <p>以上をもちまして平成30年度日進市防災会議を終了いたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。</p>
	<p>(閉会 午後4時1分)</p>